



札幌市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年5月31日

札幌市長 秋元克広



札幌市条例第20号

札幌市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

札幌市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 6 令和3年7月1日から令和3年7月31日までの間に交付することとなる政務活動費に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは「得た額に100分の60を乗じて得た額」とする。
- 7 令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に交付することとなる政務活動費に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは「得た額に100分の90を乗じて得た額」とする。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。